

保護者の皆様

**保存版**

平成29年7月3日

京都市立北白川小学校  
校長 松本 和文

## 台風に対する非常措置についてのお知らせ

「京都南部」又は「京都・亀岡」に『暴風警報』『特別警報』が発令された場合は、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

### 記

登校前に警報が発令された場合※「京都南部」又は「京都・亀岡」に『暴風警報』が

○「暴風警報」が解除されるまで、登校を見合させてください。

○「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置をとります。

- |                     |                              |
|---------------------|------------------------------|
| 1. 午前 7時までに解除になった場合 | 平常授業                         |
| 2. 午前 9時までに解除になった場合 | 3校時(10:45~)から始業<br>給食を実施します。 |
| 3. 午前11時までに解除になった場合 | 5校時(13:50~)から始業              |
| 4. 午前11時現在、警報発令中の場合 | 臨時休業                         |

※『特別警報』が発令された場合

○臨時休業になります。登校を見合させてください。

○「特別警報」が解除された場合については、以下の措置をとります。

- |  |
|--|
| 1. 午前0時までに解除になった場合、翌日の5校時(13:50~)からの始業 |
| 2. 午前0時現在、特別警報発令中の場合 臨時休業              |

※臨時休業になるのは、「暴風警報」「特別警報」発令の場合のみですのでご注意ください。